

堺 危 管 第 36 号
令 和 8 年 5 月 1 日

堺市自治連合協議会
校 区 代 表 者 様

堺市危機管理室長

避難情報発令時の伝達文の見直しについて（お知らせ）

平素は、本市危機管理行政の推進にご協力賜りありがとうございます。

令和 8 年 3 月役員会・定例会においてお知らせした避難情報発令基準の変更により避難情報発令対象地区が増加することに伴い、防災行政無線屋外スピーカーからの放送及び緊急速報メールにおける避難情報発令時の伝達文を他政令市の状況も参考のうえ、下記のとおり見直しましたのでお知らせします。

記

1 見直し理由

避難情報発令対象地区の増加により、防災行政無線屋外スピーカーからの放送や緊急速報メールの記載が、大幅に長時間化・複雑化することにより避難の遅れにつながる恐れがあるため。

2 防災行政無線屋外スピーカーの見直し内容（詳細は別紙参照）

- 対象地区【町丁名（〇〇町△丁など）】の読み上げは行わず、「〇区・△区の一部地域」とし、「市ホームページ」や「テレビのデータ放送」等で発令対象地区や開設避難所を確認するよう呼びかける内容に見直します。
- 避難指示・緊急安全確保発令時に大音量で吹鳴するサイレンの吹鳴回数を 5 回から 2 回に見直します。

3 緊急速報メールの見直し内容（詳細は別紙参照）

- 対象地区【町丁名（〇〇町△丁など）】や開設避難所の記載は行わず、地区の表記は「〇区・△区の一部地域」とし、「市ホームページ」や「テレビのデータ放送」等で発令対象地区や開設避難所を確認するよう呼びかける内容に見直します。

（お問合せ先）堺市 危機管理室 危機管理課（担当：秋田、水上）
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
TEL (072) 228-7605（直通）
FAX (072) 222-7339

見直し内容

※1 以下太字・網掛け部が見直し箇所です。

● 防災行政無線屋外スピーカーの見直し内容

変更前

種類	内容
音声放送	呼出名称、発令事象、発令日時、発令種別、避難行動呼びかけ、 対象地区（町丁名） を2度繰り返す。 (土砂災害は対象地区が多いため従来から対象地区の読み上げを行っていない。)
サイレン音※2	1分吹鳴、5秒休止を 5回 繰り返す （吹鳴時間5分20秒） 。

※2 サイレン吹鳴は避難指示及び緊急安全確保発令時のみ

変更後

種類	内容
音声放送	呼出名称、発令事象、発令日時、発令種別、避難行動呼びかけ、 対象地区（区名）、市ホームページ等やテレビのデータ放送で発令対象地区や開設避難所を確認する呼びかけ を2度繰り返す。
サイレン音	1分吹鳴、5秒休止を 2回 繰り返す （吹鳴時間2分5秒） 。

● 緊急速報メールの見直し内容

変更前

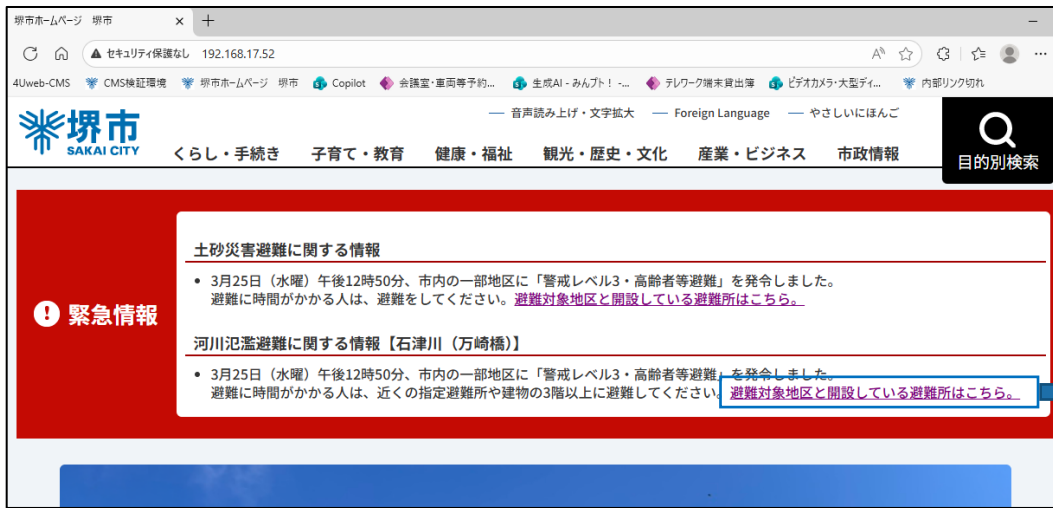
種類	内容
メール本文	発令事象・発令日時・発令種別・避難行動呼びかけ・ 対象地区（町丁名）・開設避難所

変更後

種類	内容
メール本文	発令事象・発令日時・発令種別・避難行動呼びかけ・ 対象地区（区名）・市ホームページやテレビのデータ放送等で発令対象地区や開設避難所を確認する呼びかけ

避難情報発令時の市ホームページでの確認方法

- 避難情報発令時は、市ホームページのトップページに緊急情報として掲載します。
- 発令事象ごと（土砂災害、石津川河川氾濫、西除川河川氾濫等）に掲載します。
- 各事象ごとの避難対象地区及び開設避難所をリンク先から一覧で確認できます。



※上記の緊急情報はイメージであり実際に発令したものではありません。



大阪防災アプリでの確認方法

- 避難情報発令時に「避難情報」を押すと、避難情報及び発令対象地区（町丁名）が確認できます。
- 避難所開設時に「避難所情報」を押すと、開設避難所が確認できます。



アプリのインストールはこちらのQRコードから

【避難情報発令対象地区（町丁名）の確認方法】



【開設避難所の確認方法】



※上記の避難情報や避難所情報は大阪市を例にしたイメージであり実際に発令したものではありません。